

第11回 遠賀町農業委員会総会議事録

1.日 時 令和6年5月10日(金)

午前8時57分～午前10時09分

2.場 所 遠賀町役場 2階 大会議室

第 1 1 回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和 6 年 5 月 1 0 日 (金) 午前 8 時 5 7 分～午前 1 0 時 0 9 分

2. 場所 遠賀町役場 2 階 大会議室

3. 出席委員 (1 5 名)

| | | | |
|-------|-----|----|-----|
| 議 長 | 1 番 | 三原 | 高志 |
| 副 議 長 | 2 番 | 安藤 | 敏生 |
| 委 員 | 3 番 | 石井 | 佐千生 |
| 委 員 | 4 番 | 林 | 長輝 |
| 委 員 | 5 番 | 原田 | 利春 |
| 委 員 | 6 番 | 加藤 | 陽一郎 |
| 委 員 | 7 番 | 米田 | かおる |
| 委 員 | 8 番 | 一田 | 孝雄 |

| | | | |
|-----|-----|----|----|
| 委 員 | 1 番 | 秦 | 公美 |
| 委 員 | 2 番 | 白石 | 元弘 |
| 委 員 | 3 番 | 白木 | 敏明 |
| 委 員 | 4 番 | 松井 | 悟 |
| 委 員 | 5 番 | 矢野 | 英昭 |
| 委 員 | 6 番 | 吉田 | 茂三 |
| 委 員 | 7 番 | 高崎 | 洋介 |

4. 5 月 の 農 業 相 談 委 員

2 番 安藤 敏生 委員

3 番 石井 佐千生 委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第 3 条の規定による許可申請について

(● ● ● ●)

② 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(● ● ● ● ● ● ● 株式会社 代表取締役 ● ● ● ● ●)

- ③ 農地法第5条の規定による許可申請について (●●●●)
- ④ 農地法第5条の規定による許可申請について
(株式会社●●●●●●●● 代表取締役 ●●●●)
- ⑤ 農用地利用集積計画の承認について

(2) 報告案件

- ① 農地法第18条第6項の規定による通知について

(3) その他の案件

- ① 福岡県農業会議北九州支部の理事役員等について
- ② 福岡県農業会議北九州支部の研修について
- ③ 視察研修の決算について
- ④ 視察研修の写真について

6. 農業委員会事務局職員

| | |
|-------|-------|
| 事務局長 | 濱田 美孝 |
| 事務局職員 | 山下 啓輔 |
| 事務局職員 | 杉本 千晴 |

開 会 8 時 5 7 分

議長 おはようございます。本日の出席委員は、農業委員8名中8名、推進委員7名中7名の出席となっております。農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。よって、ただいまより第11回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は2番安藤敏生委員、3番石井佐千生委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第3条申請関係1件、農地法第5条申請関係3件、農用地利

用集積計画関係 1 件となっています。ご審議のほどよろしくお
願いします。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の山下を指名
します。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明を
お願いします。

事務局 はい。それでは議案書の 1 ページをお開きください。
付議案件①農地法第 3 条の規定による許可申請についてでござ
います。
譲受人が上別府にお住まいの●●●氏、譲渡人が別府にお住
まいの●●●氏です。
申請地が 3 ページの字図にありますように、大字別府字鶴埜
4 2 4 7 番、4 ページの字図の大字別府字鶴埜 4 2 7 2 番 1
の 2 筆で、地目はそれぞれ田、面積は合計 1, 9 9 2 m²です。
農地区域が農業振興地域外で、申請理由は規模拡大のためと
なっております。譲受人の耕作面積は 8 6, 8 7 7 m²で、農業
に従事しているため、特段問題はないものと思われま

続きます。議案書の 5 ページをお開きください。付議案件
②農地法第 5 条の規定による許可申請についてでございま
す。

譲受人が北九州市に事業所を置く●●●●●株式会社 代
表取締役●●●●●氏、譲渡人が千葉県にお住まいの●●●
●氏です。

申請地が 7 ページの字図にありますように、大字若松字西ノ
浦 2 1 8 9 番 1 で、地目は田、面積は 1 4 6 m²です。

農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用途区分は無
指定の第 2 種農地となっております。

申請理由は従業員駐車場となっております。申請地に隣接す
る宅地の隣にある焼菓子の店●●●●●の従業員用駐車場
になります。

申請に関する確実性については、関係書類で確認をしており
ます。営農の支障についても、生産組合長さんの無条件承諾

となっております。

8 ページが事業計画書です。申請者の事業目的は従業員駐車場で、申請理由は従業員の駐車場が不足しているためです。施工計画は令和6年8月から着工し、令和6年10月に供用開始となる見込みです。

9 ページが被害防除計画書です。雨水の排水は自然流下、汚水・生活雑排水は発生無しとなっております。

用地造成に伴う被害防除としては既存ブロックおよび擁壁を利用するため措置なしとなっております。

10 ページが現況平面図および土地利用計画図です。

上の現況説明図をご覧ください。一部を除き三面とも既存のコンクリートブロックおよびフェンスが設置されています。下の土地利用計画図をご覧ください。車は4台駐車できるようにし、南側の道路に面している一部を入口にするため既存のブロックおよびフェンスを撤去する計画です。

11 ページが縦横断図です。土を鋤取り全体を平らに整え、碎石を敷く計画です。A-A'断面のとおり入口部分は切土を行い、車が入れるようにします。

12 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い、了承を得ています。

続きまして、議案書の13ページをお開きください。付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が鬼津にお住まいの●●●●氏、譲渡人が北九州市にお住まいの●●●氏です。

申請地が15ページの字図にありますように、大字別府字南2945番1で、地目は畑、面積は529㎡です。

農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

申請理由は自己住宅の建築です。

申請に関する確実性については、関係書類で確認をしております。

営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

16 ページが被害防除計画書です。雨水の排水は溜桝および

自然流下、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。用地造成に伴う被害防除としては、「現状の土地をそのまま利用するため措置なし」となっております。

17ページが現況平面図です。北東側が道路と面しています。

18ページが土地利用計画図および排水計画図です。北東の道路側を駐車場にし、その奥に家を建てる計画です。

汚水・生活雑排水は下水道へ繋ぎ、雨水は溜桝および自然流下となっております。

19ページが縦横断図です。

切土・盛土は行わず、そのままの土地を利用する計画です。

20ページが建物平面図です。

21ページが建物の立面図です。

22ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い、了承を得ています。

続きまして、議案書の23ページをお開きください。

付議案件④農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が鬼津に事業所を置く株式会社●●●●●●●●代表取締役●●●●●●氏、譲渡人が別府にお住まいの●●●●●●氏です。

申請地が25ページの字図にありますように、大字別府字鶴崎4273番1で、地目は田、面積は399㎡です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第一種住居地域の第3種農地となっております。

申請理由は貸資材置場となっております。

ちなみに、貸す方についてはすでに決まっており、田園の個人事業を行っている●●●●●●の●●●●●●氏に貸す予定です。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

26ページが事業計画書です。施工計画は令和6年6月から着工し、令和6年9月に供用開始となる見込みです。申請地には、トラック2台と土や配管等を置く予定です。

27ページが被害防除計画書です。雨水の排水は自然流下、

汚水・生活雑排水は発生無しとなっております。
用地造成に伴う被害防除としては、「境界ブロックを設置すること」となっております。

28ページが現況平面図です。東側に水路と道路があり、南側に農道があります。西側と北側には隣接する農地があります。

29ページが土地利用計画図です。東側の入口を除き、周囲にコンクリートブロックを設置する計画です。水路をまたぐ乗り入れ部分には、水路が潰れないように横断暗渠を設置します。また、南西側3m程を残し、農業機械が通れるようにする予定です。雨水は自然流下で、コンクリートブロックに水抜きパイプを設置します。

30ページが従横断図です。全体に砕石を敷き、入口の乗り入れ部分に客土で盛土を行う計画です。

31ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い、条件付きの了承を得ています。条件は「南西側を3mあけること、農業機械が通るため通行承諾書を取り交わすこと、のちに南西3m部分を分筆すること」となっております。これにつきましては申請者および地権者の方も了承しています。ちなみに南西3m部分を分筆とあるのは、後々分筆を行い、鬼津の耕作者のどなたかに引き渡すことになっているそうです。

以上で現地調査を伴う案件についての説明を終わります。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 1 3 分

— 現地調査後 —

再 開 9 時 5 5 分

議長 再開します。
それでは、付議案件①を議題に供します。
地区担当の加藤陽一郎委員および吉田茂三委員から報告をお願いします。

農業委員
(6番) 現地を見ていただいた通りです。問題はないと思いますので、
よろしく願いいたします。

推進委員
(6番) 現地は少し田んぼが高く作業がしづらいのではないかと
思われますが、専業農家なので何とか対応できるのではないかと
思います。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は
挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原案
のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。

議長 続きまして、付議案件②を議題に供します。
それでは地区担当の原田利春委員および矢野英昭委員から報告
をお願いします。

農業委員
(5番) この案件については特に問題はないと思いますので、審議の方
よろしく願いいたします。

推進委員
(5番) 隣接地との境も相続登記してあるし、特に問題はないと思いま
す。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委

員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件②は承認されました。

議長 続きまして、付議案件③を議題に供します。
地区担当の加藤陽一郎委員および吉田茂三委員から報告をお願いします。

農業委員 本人が説明に来られて、隣接農地も無いので問題ないと思いま
(6番) す。審議よろしくをお願いします。

推進委員 問題ないと思われまますので、ご審議よろしくをお願いします。
(6番)

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件③農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件③は承認されました。

議長 続きまして、付議案件④を議題に供します。

同じく地区担当の加藤陽一郎委員および吉田茂三委員から報告をお願いします。

農業委員
(6番) こちらでも現地を見ていただいた通り、問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

推進委員
(6番) 同じく問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願ひます。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件④農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件④は承認されました。

議長 続きまして、付議案件⑤について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の32ページをお開きください。
付議案件⑤農用地利用集積計画の承認についてでございます。こちら1点ミスがありまして、下4筆の耕作者のところ農業組合と書いてあるのですが、農事組合の間違いですので訂正させていただきます。申し訳ございません。戻りまして、今回は全8筆4,330㎡です。新規契約や耕作の変更による利用集積計画となっております。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願ひます。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑤農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑤は承認されました。

議長 続いて、報告案件⑥について事務局より説明をお願いします。

事務局 では、本日お配りしております差し替え分のA4の1枚紙をご覧ください。議案書の33ページの分です。
報告案件①農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。利用権の合意解約ですが、耕作者の変更に伴う解約が4筆、計3,238㎡となっております。
今回の解約は4筆とも先ほどの付議案件⑤農用地利用集積計画の承認にて耕作者を変更し、契約を行っているものです。

議長 それでは報告案件①について質疑、意見のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 それではその他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 ①北九州支部の理事役員等について説明。
②福岡県農業会議北九州支部の研修について説明。
③視察研修の決算について説明。
④視察研修の写真について説明。
事務局からは以上です。

議長 それでは、その他の案件について皆さんの方からご意見等何かありませんか。

【ありません。】の声

議長

無いようでございますので、以上をもって、第11回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 10時 09分